

社会福祉法人長野県社会福祉協議会
大規模災害ボランティア活動応援事業 募集要項

<p style="text-align: center;">趣 旨</p>	<p>令和元年東日本台風災害では、国、県、市町村等の行政機関、自衛隊、社会福祉協議会、NPO 法人、ボランティア、企業・団体等が「ONE NAGANO」という合言葉の下で復興への想いを一つにして被災地の課題解決に取り組みました。</p> <p>その想いを後世に引き継ぐとともに、大規模災害時に被災者の生活の復旧や再建を支援するため、被災地でボランティア活動を行う団体・グループの活動を応援し、支え合いの地域づくりを推進することを目的に助成するものです。</p>
<p>対象となる災害 対象団体・活動</p>	<p>対象となる災害</p> <p>地域内外からボランティアを受け入れるための災害ボランティアセンターが設置される（又は設置されることが見込まれる）災害で、長野県が指定する災害。</p> <p>対象者（以下の条件をすべて満たす団体が対象です）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 5人以上で活動する団体・グループ <ul style="list-style-type: none"> ※被災地が県外の場合、県内に拠点を置く団体・グループに限ります。 <input checked="" type="checkbox"/> 代表者の年齢が 18 歳以上（年齢は申請時点）。 <ul style="list-style-type: none"> ※活動者全員が 18 歳未満の場合は、18 歳以上の引率者があること。 <input checked="" type="checkbox"/> 反社会的活動を行う団体・グループでないこと。 <p>対象となる活動（以下の条件を満たす活動が対象です）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 復旧期の被災者支援活動（被災者の住宅、宅地、農地等のがれき等の撤去、泥かき及び被災者の生活支援等）。 <ul style="list-style-type: none"> ※業務で被災者支援活動を行う場合及び宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とするものは、対象外です。 <input checked="" type="checkbox"/> 災害ボランティアセンター等で内容を証明できるボランティア活動
<p>助成額 及び 対象経費</p>	<p>助成額</p> <p>1 団体・グループ当たり上限 20 万円とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※助成金は活動終了後のお振込みとなります。 ※同一災害における同一年度内の申請は 1 回を限度とします。 ※他の助成制度との併用は認めますが、同一の助成対象経費に対し助成金を二重に受け取ることはできないこととします。 ※災害の発生状況を踏まえ下限を設けることがあります。 <p>助成対象経費</p> <p>(1) 交通費</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 貸切バス利用の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸切バス（運転手込み・燃料代込み）に係る利用料 ・ 高速道路使用料…高速道路無料措置が受けられない場合に限り <input checked="" type="checkbox"/> レンタカー利用の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料 ・ 高速道路使用料…高速道路無料措置が受けられない場合に限り ・ 燃料代…実費

	<p> <input checked="" type="checkbox"/>マイカー利用の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路使用料…高速道路無料措置が受けられない場合に限りです ・燃料代…実費（実費が不明な場合は1km15円とします。） <p>※マイカー利用の場合は1台当たり3名以上が乗車すること原則とし、団体・グループの活動人数を3で割った台数を対象とします。</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/>公共交通機関利用の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・出発地から被災地までの合理的・経済的な往復経路に係る交通費 </p> <p>(2) 宿泊費</p> <p>食事代を除く宿泊費（素泊まり）を対象とし、活動日1日ごとに1泊、1人当たり日額8,700円を上限に助成します。</p> <p>※宿泊費に食事代が明記されている場合は食事代を減額します。</p> <p>※宿泊のプランに食事代が入っており、金額がわからない場合は宿泊費1日あたり朝食500円及び夕食1,000円を減額します。</p> <p>(3) 小型重機又は軽トラックの借上料（県内で発生した災害の場合のみ）</p> <p>被災者支援活動のために小型重機又は軽トラックを持参して活動した場合、小型重機1台当たり日額3,000円、軽トラック1台当たり日額1,000円を助成します。（ただし、災害復旧事業等補助金による補助が受けられない場合に限りです。）</p> </p>
<p>応募方法と助成金交付までの流れ</p>	<p>0 活動前にエントリーシートの提出</p> <p>助成を希望する団体・グループは、ボランティア活動実施前（概ね活動予定日の1週間前）に、活動者名簿、活動期間等を記載した助成エントリーシート（別紙）を県社協へ提出（Eメール・FAX等）していただきます。</p> <p>※エントリーシートが到着しましたら内容確認の上、受理した旨、県社協よりご連絡します。</p> <p>1 活動終了後に報告書の提出</p> <p>ボランティア活動をおこなった団体・グループは、活動終了後2週間以内に「助成金交付申請書（様式1）」と「助成金実績報告書（様式2）」、「活動証明書」、「活動写真」、必要に応じて領収書など証拠書（コピー可）の必要書類を添えて提出します。</p> <p>2 助成金請求書の提出</p> <p>団体・グループから提出された報告書等を県社協で確認・審査の上、交付決定通知を発送します。交付決定通知が到着しましたら、「助成金請求書（様式4）」を提出いただきます。</p> <p>3 入金確認</p> <p>県社協に助成金請求書が到着しましたら団体・グループへ助成金の入金手続きをおこないますので、ご確認いただきます。</p>
<p>助成に関する問合せ先</p>	<p> 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター 〒380-0936 長野市中御所岡田 98-1 長野県保健福祉総合センター1 TEL：026-226-1882 / FAX：026-227-0137 E-mail：vcenter@nsyakyo.or.jp / URL：http://www.nsyakyo.or.jp/ </p>

大規模災害ボランティア活動応援事業
申請手続きの流れ

ボランティア活動前

- ① 助成エントリーシート（別紙）を提出（電子メール、FAX等）
（概ね活動1週間前）



ボ
ラ
ン
テ
ィ
ア
活
動
団
体
・
グ
ル
ー
プ

- ② 内容確認後、受理した旨の連絡



ボランティア活動実施

- ③ 被災地での支援活動
押印された活動証明書や活動写真が実績報告に必要です

ボランティア活動後

- ④ 助成金交付申請書（様式第1号）、助成金実績報告書（様式第2号）、
ボランティア活動証明書、支出証拠書（領収書）を提出
（活動終了後2週間以内に提出）



⑤ 審査

- ⑥ 交付決定通知書（様式第3号）



- ⑦ 助成金請求書の提出（様式第4号）



- ⑧ 助成金の交付



長
野
県
社
会
福
祉
協
議
会